

九 第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の9《<u>沖縄の特定地域において工業用機械等</u>を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>(生産等設備の範囲)</p> <p>42の9-1 <u>措置法令第27条の9第2項第2号</u>に規定する生産等設備は、<u>措置法第42条の9第1項の表の第2号から第5号までの第2欄に掲げる電気通信業、製造の事業若しくは金融業務に係る事業又は措置法令第27条の9第4項、第6項若しくは第8項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産</u>で構成されているものをいう。……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>42の9-2 <u>措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備</u>でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が<u>5,000万円</u>を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が<u>1,000万円</u>を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>42の9-3 <u>削 除</u></p>	<p>第42条の9《<u>自由貿易地域等において工業用機械等</u>を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>(生産等設備の範囲)</p> <p>42の9-1 <u>措置法令第27条の9第1項第1号</u>に規定する生産等設備は、<u>製造の事業若しくは電気通信業又は同条第2項、第4項若しくは第5項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産</u>で構成されているものをいう。………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>42の9-2 <u>措置法令第27条の9第1項第1号の一の生産等設備</u>でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が<u>1,000万円</u>を超えるかどうかを判定する場合において、その一の生産等設備のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号の一の設備でこれを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が<u>5,000万円</u>を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(税額控除の対象となる資産)</p> <p>42の9-3 <u>措置法第42条の9第1項の規定による税額控除の対象となる同項に規定する工業用機械等</u>(以下42の9-12までにおいて「工業用機械等」と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新增設の範囲)</p> <p>42の9-4 措置法第42条の9第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等(以下42の9-11までにおいて「工業用機械等」という。)の取得等に該当するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>42の9-5 措置法第42条の9第1項の表の第3号又は第4号.....</p> <p>措置法令第27条の9第5項、第7項、第8項及び第9項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>いう。)は、工業生産設備等の新設又は増設に伴って取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした工業用機械等をいうのであるから、当該新設又は増設に伴って取得等をしたものであれば、いわゆる新品であることを要しないのであるが、当該法人の他の工場、作業場等から転用したものは含まれないことに留意する。</p> <p>(新增設の範囲)</p> <p>42の9-4 措置法第42条の9第1項の規定の適用上、次に掲げる工業用機械等の取得等についても同項に規定する新設又は増設に係る工業用機械等の取得等に該当するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>同項の表の各号の第1欄に掲げる地区において他の者が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業の用に供していた工業用機械等</u>を取得した場合における当該工業用機械等</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>42の9-5 措置法第42条の9第1項の表の第1号又は第2号.....</p> <p>措置法令第27条の9第3項、第4項及び第6項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>

(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)

42の9-7

.....措置法令第27条の9第5項、第7項、第8項及び第9項.....

.....

(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)

42の9-8

措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備でこれを構成する**機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が5,000万円**を超えるかどうか又は同項第2号の一の生産等設備でこれを構成する**減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円**を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42の9-9 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度(以下42の9-9において「超過事業年度」という。)における措置法第42条の9第1項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)

42の9-7

.....措置法令第27条の9第3項、第4項及び第6項.....

.....

(取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定)

42の9-8

措置法令第27条の9第1項第1号の一の生産等設備でこれを構成する**減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円**を超えるかどうか又は同項第2号の一の設備でこれを構成する**機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が5,000万円**を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

42の9-9 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が20億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、措置法第42条の9第1項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 当該生産等設備に含まれる工業用機械等のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる事業年度(以下42の9-9において「超過事業年度」という。)前の各事業年度において事業の用に供した工業用機械等 当該工業用機械等の取得価額
- (2) 超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等 次の算式により計算した金額

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{20億円} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度前の各事業} \\ \text{年度(注1)において事業の} \\ \text{用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>(注)1 <u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。</u></p> <p>2 <u>超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9-10「<u>沖縄の特定地域内</u>」.....<u>当該沖縄の特定地域内</u> にある.....<u>当該沖縄の特定地域内</u>において.....</p> <p>(注)1<u>当該沖縄の特定地域内</u>.....</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42の9-11<u>沖縄の特定地域内</u>において指定事業を..... <u>当該法人が下請業者の当該沖縄の特定地域内</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(算式)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{20億円} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度前の各事業} \\ \text{年度において事業の用に} \\ \text{供した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}$ <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9-10「<u>自由貿易地域等内</u>」.....<u>当該自由貿易地域等内</u> にある.....<u>当該自由貿易地域等内</u>において.....</p> <p>(注)1<u>当該自由貿易地域等内</u>.....</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42の9-11<u>自由貿易地域等内</u>において指定事業を..... <u>当該法人が下請業者が当該自由貿易地域等内</u>.....</p> <p>(注)</p>

(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の9-12 法人が措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)に規定する工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の9-12において「供用年度」という。)後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項(同法第68条の13第1項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の9-13 措置法第42条の9第5項及び第6項.....

(工業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の9-12 法人が工業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該工業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった工業用機械等に係る措置法第42条の9第1項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の9-13 措置法第42条の9第4項及び第5項.....

十 第42条の10《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="302 922 1003 1005">第42条の10《<u>沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p data-bbox="241 1069 1039 1101">(事業年度の中途において<u>特定中小企業者</u>に該当しなくなった場合の適用)</p> <p data-bbox="230 1117 1077 1441">42の10-1 <u>法人が各事業年度の中途において措置法第42条の10第1項に規定する特定中小企業者(以下「特定中小企業者」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する特定経営革新設備等又は賃借をして事業の用に供した措置法令第27条の10第3項に規定する経営革新設備(事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)</u>については、措置法</p>	<p data-bbox="1209 922 1910 1005">第42条の10《<u>沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等</u>を取得した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p data-bbox="1149 1069 1968 1101">(事業年度の中途において<u>特別中小企業者等</u>に該当しなくなった場合の適用)</p> <p data-bbox="1137 1117 1986 1441">42の10-1 <u>法人が各事業年度の中途において措置法第42条の10第1項に規定する特別中小企業者等(以下「特別中小企業者等」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下「特定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定事業化設備等又は賃借をして特定事業の用に供した措置法令第27条の10第4項に規定する事業化設備等(特定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の10第1項から第3項までの規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の10-2 <u>措置法令第27条の10第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p>(注) <u>措置法規則第20条の5第1項に規定する「前条第3項各号」に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。</u></p> <p>(圧縮記帳をした経営革新設備等の取得価額)</p> <p>42の10-3 <u>措置法令第27条の10第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が280万円以上、120万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物等……………</u></p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42の10-4 ……………</p>	<p>特定事業の用に供しているものに限る。)については、<u>同法第42条の10第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の10-2 <u>措置法令第27条の10第2項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が250万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。</u></p> <p>(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額)</p> <p>42の10-3 <u>措置法令第27条の10第2項に規定する機械及び装置又は建物等の取得価額が250万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は建物等……………</u></p> <p>(税額控除の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42の10-4 ……………</p>

(廃止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の10-5 特定中小企業者である法人が、その取得等又は賃借をした経営革新設備等(措置法第42条の10第1項に規定する経営革新設備等をいう。以下同じ。)を.....当該経営革新設備等が.....当該経営革新設備等は.....

(注).....経営革新設備等につき措置法第42条の10第1項から第3項までの規定.....

(廃止)

(特定経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の10-6 法人が措置法第42条の10第1項(同法第68条の14第1項を含む。)に規定する特定経営革新設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等)

42の10-5 特定事業とその他の事業とを営む法人が、取得等又は賃借をした事業化設備等(措置法第42条の10第1項に規定する事業化設備等をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の10-6 特別中小企業者等である法人が、その取得等又は賃借をした事業化設備等を.....当該事業化設備等が.....当該事業化設備等は.....

(注).....事業化設備等につき措置法第42条の10第1項及び第2項の規定.....

(事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除)

42の10-7 法人が、その有する措置法第42条の7第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項の規定(同項に係る同法第52条の3第1項の規定を含む。)又は同法第42条の7第2項から第4項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度において有する事業化設備等のすべてについて同法第42条の10第1項から第3項までの規定を適用することができないことに留意する。

(特定事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の10-8 法人が措置法第42条の10第1項に規定する特定事業化設備等(以下「特定事業化設備等」という。)を特定事業の用に供した日を含む事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の10-6において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定経営革新設備等に係る措置法第42条の10第2項(同法第68条の14第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p>42の10-7 措置法第42条の10第3項.....</p> <p>(注)</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の10-8 リース契約(措置法令第27条の10第2項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の10-10までにおいて同じ。)に係る経営革新設備(措置法第42条の10第3項に規定する経営革新設備をいう。以下同じ。)が.....</p> <p>.....当該経営革新設備の.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の10-9 経営革新設備.....措置法令第27条の10第2項第3号... ..</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p>	<p>後の事業年度において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る同項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>42の10-9 削除</p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p>42の10-10 措置法第42条の10第2項.....</p> <p>(注)</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の10-11 リース契約(措置法令第27条の10第3項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の10-13までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が.....</p> <p>.....当該事業化設備等の.....</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の10-12 事業化設備等.....措置法令第27条の10第3項第3号... ..</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p>

42の10-10 措置法令第27条の10第3項.....経営革新設備に係る...
.....当該経営革新設備に.....当該経営革新設備の.....
.....

(事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の10-11 42の7-16の2及び42の7-16の3の取扱いは、措置法第42条の10第3項の規定の適用について準用する。

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

42の10-12 措置法第42条の10第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の14第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の10-13 措置法第42条の10第9項及び第10項.....

42の10-13 措置法令第27条の10第4項.....事業化設備等に係る...
.....当該事業化設備等に.....当該事業化設備等の.....
.....

(事業化設備等のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の10-13の2 42の6-15の2及び42の6-15の3の取扱いは、措置法第42条の10第2項の規定の適用について準用する。

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

42の10-14 措置法第42条の10第5項に規定する「同項の規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度においては同条第2項の規定による税額控除を実施していないが、.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の10-15 措置法第42条の10第7項及び第8項.....